

浦安市地域応援チケット事業取扱店舗募集要項

1 趣旨

この要項は、浦安市地域応援チケット事業における浦安市地域応援チケット（以下「チケット」という）の取扱店となる事業者の募集に関して必要な事項を定めるものとする。

2 募集期間

令和2年5月15日から令和3年5月31日まで

3 募集方法

浦安市地域応援チケットの取扱店として登録を希望する事業者は、この募集要項に同意のうえ、別途「浦安市ホームページ申込みフォーム」からの応募、もしくは、「登録申請書兼誓約書」を記入し、浦安商工会議所に FAX または郵送により応募する。また、市内に複数の店舗がある事業者でも店舗ごとに応募する。

4 取扱店の登録

応募のあった事業者は、浦安市及び浦安商工会議所の審査を経て取扱店として登録する。登録に係る手数料は無料とする。

5 取扱店の周知

取扱店については、浦安市ホームページの「取扱店一覧」に掲載する。ただし、令和2年5月22日までに登録された取扱店については、市民にチケットを郵送する際に配付する取扱店一覧に掲載する。また、取扱店には、店頭に掲載可能な取扱店告知用ポスターを配付する。

6 参加資格

浦安市内に事業所及び店舗等を有する事業者とし、市内の店舗等に限りチケットを利用できるものとする。ただし、以下に掲げる事業者を除くものとする。

- (1) 風俗営業法等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をあおる恐れのある営業及び飲食の提供を主目的にしない店舗等の営業を行っているもの
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- (3) 浦安市の入札参加停止及び入札参加除外の措置を受けているもの
- (4) 地方自治法施行令、刑法等により公訴を提起されているもの
- (5) 8「チケットの用途の制限」に規定されている目的に関するもののみを取り扱う店舗等
- (6) 浦安市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）と関係を有するもの
- (7) 暴力団等が経営に実質的に関与しているとき
- (8) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損

害を加える目的をもって、暴力団等を利用しているとき

- (9) 役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (10) 役員等が、暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (11) 役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (12) その他、特に浦安市等が指定するもの

7 取扱店の厳守事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中にチケットを持参した場合は、各額面分の商品の販売やサービスの提供を行う。
- (2) 利用者から受け取ったチケットの裏面に店印を押印する。
- (3) 裏面に既に押印があるチケットは、受け取りを拒否する。
- (4) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに浦安商工会議所に報告する。
- (5) 汚損・破損したチケットは、汚損・破損部分以外の健全な部分が券面の3分の2以上を有していないものは、受け取りを拒否する。
- (6) チケットの表面に「見本」又は「サンプル」の表示があるチケットは、受け取りを拒否する。
- (7) チケットの交換・譲渡・売買・再利用は禁止する。
- (8) 取扱店を営する事業者の役員等や従業員がチケットの直接換金をするのは禁止する。
- (9) 浦安市及び浦安商工会議所が実施する調査等に協力する。
- (10) 浦安市及び浦安商工会議所が定めた規則や指示を遵守する。
- (11) 受け取ったチケットの管理は取扱店の責任をもって行う。
- (12) 換金にあたってのチケットの枚数の確定は浦安商工会議所が指定した換金場所にて点検した枚数の合計とする。
- (13) その他、「浦安市地域応援チケット取扱いの手引き」の厳守事項についても遵守すること。

8 チケットの用途の制限

チケットは、以下の目的に利用できないものとする。

- (1) 国や地方公共団体等に対する支払い（税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金、振込代金、振込手数料等）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、回数券（バスの回数券などを含む）、乗車券、航空券、各種入場券、ごみ処理権、切手、郵政はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

- (3) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務に関する支払い
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものの購入・利用に関する支払い
- (8) 不動産や金融商品の購入
- (9) その他、特に浦安市等が指定するもの

9 取扱店の取消及び賠償

この募集要領に定めている事項に違反した場合は、取扱店の登録を取り消す。なお、違反により浦安市及び浦安商工会議所に損害が生じた場合には、損害金を請求する。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 1 5 日から施行する。